

令和元年度健全化判断比率・資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項により公表します。

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.25)	— (17.25)	-1.2 (25.0)	— (350.0)

※上段に本市の数値で、下段（ ）内に標準財政規模に応じた早期健全化基準を表示しています。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の—は黒字の表記です。

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
水道事業会計	— (20.00)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	— (20.00)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※上段に本市の数値を、下段（ ）内に事業規模に応じた経営健全化基準を表示しています

※資金不足比率の—は資金補足額なしの表記です。